

介護老人保健施設 ケアポート庄川

短期入所療養介護

重要事項説明書

(令和3年4月1日改正)

社会福祉法人 庄川福祉会

重要事項説明書

あなたに対する介護療養施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する省令（平成11年厚生省令37号145条）に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 庄川福祉会
主たる事務所の所在地	富山県砺波市庄川町金屋字岩黒38-1
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	庄下 中（ショウゲ アタル）
電話番号	0763-82-6868

2. ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 ケアポート庄川
施設の所在地	富山県砺波市庄川町金屋字岩黒38-1
都道府県知事許可番号	1672000328号
施設長の氏名	杉本 立甫（スギモト タツホ）
電話番号	0763-82-6868
ファクシミリ番号	0763-82-4192
ホームページアドレス	https://www.shogawa.jp/
E-mail アドレス	rouken3@shogawa.jp

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事及び砺波地方介護保険組合の指定		
	指定年月日	指定番号	利用定員
通所リハビリ	令和 2年 4月 1日	(県) 1672000310	40
介護老人保健施設	令和 2年 4月 1日	(県) 1652080001	80
通所介護	令和 2年 4月 1日	(県) 1672000229	50
居宅支援事業所	令和 2年 4月 1日	(県) 1672000260	
訪問リハビリ	平成30年 5月 1日	(県) 1670800430	
地域密着型通所介護 ゆずの木	平成27年 9月 1日	(県) 1670800539	15
通所型サービスA 予防ひろば	平成28年 4月 1日	(砺) 16A0800011	15

4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	この施設は、要介護状態と認定された利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	「こころの豊かさ・温かさの実現にむけて」をスローガンに ①在宅福祉を支援する拠点施設 ②プライバシーの尊重と自立を援助する介護施設 ③ボランティアの協力により地域に根ざし開かれた施設

5. 施設の概要

介護老人保健施設「ケアポート庄川」

(1) 入所定員及び居室

定員	居室の種類・部屋数
80名	個室・80室

(2) 主な設備

設備の種類	数
療養室	80
診察室	1
機能訓練室	1
リビングコーナー	4
食堂	1
一般浴室	1
機械浴室	1 (特殊浴槽 2台)
洗面所	各療養室に有り
便所	各療養室に有り
サービスステーション	2
調理室	1
洗濯室または洗濯場	1
汚物処理室	2

6. 施設の職員体制

(令和3年4月1日)

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・ 医 師	1			入所者・利用者の診療等
・ 看護職員	6	5	(1)	入所者の療養生活全般の看護
・ 薬剤師		1		医師の処方による薬の調合等
・ 介護職員	23	6	(3)	入所者の療養生活全般の介護
・ 支援相談員	2	1		入所者処遇全般及び家族等の各種相談、ボランティアの受入等
・ 理学療法士				
・ 作業療法士	2	1		医師の指示に基づくりハビリ
・ 言語聴覚士				
・ 栄養士	1			給食に係る献立、栄養指導
・ 介護支援専門員	1			介護支援サービスの一連作業
・ 事務職員	4	0		施設全般の事務
	41	14	(4)	

7. 短期入所療養介護サービス内容

★ 介護保険被保険者証の確認

ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

★ 概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の身元引受人の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。ただし緊急（突如の介護者不在、葬祭など）時については入所を優先いたします。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者、身元引受人の希望を十分に取り入れます。計画の内容については同意をいただく事になります。

① サービス計画の立案

居宅の介護支援専門員が立案する居宅サービス計画に基づいて、利用者の身体能力を十分に活用し、寝たきり予防、清潔で適切な整容、排泄等の自立に向け、施設の介護支援専門員が個別

に援助するための施設サービス計画を立案します。

② 食事

できるだけ離床し食堂でお召し上がり下さい。1週間毎の献立は食堂に掲示してあります。

食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談下さい。食事時間は次の通りです。

朝食 8時～ 昼食 12時～ 夕食 17時30分～

※毎食後、口腔ケア（歯磨き、義歯洗浄、うがい等）を実施しています。ご自身で可能な方はご自身で、介護が必要な方は介助をさせていただきます。

③ 入浴（一般浴槽及び入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽〔寝浴・イス浴〕にて対応）

週に最低2回。但し、利用者の健康状態に応じて清拭となる場合があります。利用曜日によっては、入浴を実施できない場合があります。

④ 医学的管理・看護

利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

⑤ 介護

利用者が療養生活の上で必要である日常的介護を行います。

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

心身等の状況に応じて日常生活を送るにあたり、必要な機能の回復またはその減退を予防する為の訓練を実施します。

8. 利用者負担料金

(1) 保険給付による自己負担額 … 添付〔資料1〕のとおり

(2) 保険給付以外（利用料）の自己負担額 … 添付〔資料2〕のとおり

(3) 支払い方法

毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行します。（領収書の再発行はいたしません）

お支払い方法として、現金を金融機関から払い込む方法と、直接施設に持参される方法（営業時間8:30～17:30）がありますので、契約時にお選び下さい。

9. 協力医療機関との連携

当施設では、下記の病院・歯科診療所に協力をお願いしておりますので、ご利用者の状態が急変した場合等には速やかな対応を依頼します。

・協力医療機関

名 称	南砺市民病院
住 所	富山県南砺市井波 938

・協力歯科医療機関

名 称	エントランス歯科
住 所	富山県砺波市庄川町青島 188-3

※医療機関受診時の医療費は個人負担分をお支払い下さい。また、受診には身元引受人の方の同行をお願いします。

10. 事故発生時の対応

当施設は利用者に対する介護保健サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに身元引受人及び関係機関に連絡を行い、必要な措置を講じます。

11. 緊急時の連絡先

緊急の場合には緊急時の連絡先または、身元引受人欄に記入いただいた連絡先に連絡します。

12. 苦情等申立窓口及び責任者

要望や苦情等、いつでもお気軽にご相談ください。(電話 0763-82-6868)

- ・ 苦情解決責任者 … 施設長
- ・ 苦情受付担当者 … 松岡 (部長) 西元 (看護) 石橋、舟戸 (介護)
宮下 (介護支援専門員) 米沢 (支援相談員)
- ・ 第三者委員 … 山本磯明、島田秀子

※正面玄関の公衆電話横に備えつけられた「ご意見箱」もご利用ください。

※下記の機関でも受付可能です。

<行政機関その他苦情受付機関>

事業所名	所在地	電話番号
砺波市高齢介護課	富山県砺波市栄町 7-3	0763-33-1111
南砺市福祉課	富山県南砺市北川 166-1	0763-23-2034
砺波地方介護保険組合	富山県砺波市栄町 7-3	0763-34-8333
国民健康保険団体連合会 苦情処理相談	富山県富山市下野字豆田 995-3	076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	富山県富山市安住町 5-21	076-432-3280

13. 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 面会 … 午前8時30分から午後8時までの間をお願いします。
- ・ 外出 … 事前に届出書を提出して下さい。
- ・ 飲酒、喫煙 … 飲酒については職員にご相談下さい。喫煙は禁止です。
- ・ 火気の取扱い… 禁止です。
- ・ 洗濯 … 原則、利用者及び身元引受人の方でお願いします。尚、2階に洗濯室があります。
- ・ 設備、備品の利用 … 利用開始時に職員にご相談下さい。また、施設内の物を破損された場合は、実費相当を徴収する事があります。
- ・ 所持品、備品等の持込…身体状況等によって所持品は少しずつ違いますので、利用開始時に職員にご確認下さい。
- ・ 金銭、貴重品の管理…施設では預かり等はいりません。万一紛失の際は、責任を負う事はできません。
- ・ 生もの等持込…医学的管理の下に生活していただいておりますので、持ち込みについては職員に必

ずご相談ください。

- ・施設サービス計画書・リハビリテーション計画書…利用者にとって重要な書類ですので、家庭で保管下さい。

14. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災報知器、防火扉など
- ・防災訓練 年2回

15. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して生活していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、ペットの持ち込み、他利用者への迷惑行為、特定の政治活動」は禁止します。

16. 成年後見制度について

①成年後見制度とは？

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等の中には、判断能力が十分でないために財産管理や身上監護（介護、施設への入・退所）についての契約や遺産分割など法律行為等を、自分で行うことが困難な方々がおられます。このような方々を保護し支援するのが成年後見制度（せいねんこうけんせいど）です。この制度には法定後見人制度と任意後見人制度の2通りがあります。

②法廷後見人制度とは？

この制度には「後見（こうけん）」「保佐（ほさ）」「補助（ほじょ）」の区別があります。本人の判断能力が非常に減退している、かなり減退している場合、少し衰えがある場合が該当します。その本人を支援する方を成年後見人、保佐人、補助人と言ひ、家庭裁判所が選任します。また、必要に応じて複数の後見人を選んだり法人を後見人に選ぶ事も可能となりました。後見人を監督する「成年後見監督人」を家庭裁判所が選任することがあります。

③任意後見人制度とは？

1人暮らしの高齢者等が、将来に備え、まだ十分な判断能力があるうちに自分の財産管理や身上監護について「任意後見人」を自ら選任し、契約内容を公正証書で作成しておきます。本人の判断能力が低下した場合、受任者等が家庭裁判所へ「後見監督人」選任の申し立てを行います。その結果、裁判所が後見監督人を選任した時、受任者は初めて「任意後見人」として活動することとなります。

④連絡先

成年後見制度を利用するための相談や家庭裁判所への手続きについては、下記の団体がありますのでお気軽にご相談ください。

- 富山家庭裁判所家事受付係 076-421-8154
- NPO法人とやま成年後見人協会 076-431-1526
- 富山県社会福祉士会権利擁護センター
「ばあとなあ富山」 090-2379-1475

- 司法書士会 社団法人成年後見センター
リーガルサポート富山県支部 076-431-9332
- 富山県弁護士会総合法律センター 076-421-4811

17. 利用のキャンセル

- ・キャンセルの連絡は、前日の営業時間内までをお願いします。
- ・緊急の場合は、その都度速やかにご連絡をお願いします。
- ・原則キャンセル料は請求しません。

介護診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス及び個人情報の保護に積極的に取り組んでいます。

介護・診療情報の提供

- ・ご自身の症状やケアについて質問や不安がある場合は、遠慮なく、医師、看護師または支援専門員に質問し、説明を受けてください。この場合は特別の手続きは必要ありません。

介護・診療情報の開示

- ・ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、医師または支援相談員にご相談下さい。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

- ・個人情報とは氏名、住所等の個人を識別できる情報を言います。
- ・当施設が保有する個人情報が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

個人情報の利用目的

- ・個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ・サービスの提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携などのために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。
(詳細は次項に記載します)

ご希望の確認と変更

- ・入所予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を求めた内容について、本人又は身元引受人に連絡する場合があります。ただし、事前にお申し出があった場合は連絡いたしません。
- ・居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、やむを得ず氏名の掲示をいたします。
- ・電話あるいは面会者からの、部屋番号の問合せへの回答を望まない場合には、お申し出ください。また、施設広報誌に写真等の掲載を望まない場合もお申し出ください。
- ・一度出されたご希望をいつでも変更することは可能です。お気軽にお申し出ください。

相談窓口

- ・ご質問やご相談の窓口担当者

- 全般 松岡
- 看護職員 西元
- 介護職員 石橋、舟戸
- 介護支援専門員 宮下
- 支援相談員 米沢

個人情報の利用目的

介護老人保健施設ケアポート庄川では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

● 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

〈介護老人保健施設内部での利用目的〉

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〈他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〉

- ・当施設が利用者等に提供するサービスのうち
 - －利用者に居宅サービス提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療などにあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会の回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

● 上記以外の利用目的

〈当施設の内部での利用に係る利用目的〉

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生等の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〈他の事業所等への情報提供に係る利用目的〉

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

〔資料1〕

(1) 保険給付による自己負担額

短期入所療養介護費

(介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。

以下は1日当たりの利用者負担割合1割の方の自己負担額です。2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。)

介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) (i)

・要介護 1	752円
・要介護 2	799円
・要介護 3	861円
・要介護 4	914円
・要介護 5	966円

下記事項については上記短期入所療養介護費 (I) (i) に加算、又は算定されます。

- ※ 夜勤職員配置加算 … 夜勤を行う職員の勤務体制が基準を満たしているため、1日につき24円が加算されます。
- ※ 個別リハビリテーション実施加算 … 医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーションを計画し、この計画に基づき医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別にリハビリテーションを行った場合は1日につき240単位が加算されます。
- ※ 重度療養管理加算 … 計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行ったときは、1日につき120円が加算されます。
 - ・ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
 - ・ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者程度等級表四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態。
 - ・ 褥瘡に対する治療を実施している状態。
- ※ 送迎加算 … 利用者の心身の状態、家族の事情等により送迎が必要な場合に、居宅と事業所間の送迎を行ったときは、片道184円が加算されます。
- ※ 療養食加算 … 医師の発行する食事箋に基づいて提供された、適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食等を言い、1日につき3回を限度として1回につき8円加算されます。
- ※ 緊急時施設療養費 … 緊急時治療管理：利用者の病状が著しく変化した場合に、緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為（投薬、検査、注射、処置等）について、3日を限度として1日につき518円が算定されます。
- ※ ・サービス提供体制強化加算 (I) … 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上または勤続年数10年以上35%以上であるため、1日につき22円が加算されます。
 - ・サービス提供体制強化加算 (II) … 介護職員職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が

60% 以上であるため、1日に付き18円が加算されます。

- ※ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）… 在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上、地域に貢献する活動を行っている等基準を満たしているため、1日につき34円が加算されます。
- ※ 介護職員処遇改善加算（I）… 短期入所療養介護費（I）（i）、各種加算等算定した額の1000分の39に相当する額が加算されます。
- ※ 総合医学管理加算（利用中7日を限度）治療管理を目的とした利用者に対して、診療方針を定め投薬、検査、注射、処置などを行い、利用者の主治医に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供をします。275円（1日）

〔資料2〕

(2) 保険給付費以外（利用料）の自己負担額

① 食費：1日当たり 1,760円

(1食当たり ・朝食 520円 ・昼食 620円 ・夕食 620円)

② 滞在費（療養室の利用費）：1日当たり 従来型個室 1,668円

※ ただし、①食費、②滞在費について、負担限度額認定を受けておられる場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく上限となりますので、認定証をご提示下さい。

国が定める負担限度額段階（第1～3段階まで）の利用者の自己負担額については《別紙》をご覧ください。

◎ここまで記載された自己負担額については、確定申告の際の医療費控除対象となっております。

③ その他の利用料

・日用品費 15円／1日

ティッシュペーパー、おしぼり、ペーパータオル、シャンプー、石鹸
トイレットペーパー、トイレ洗剤など

・教養娯楽費 35円／1日

新聞等、行事等写真、レクリエーション材料代など

・洗濯代 … 実費

・理髪・美容代 … 実費

・テレビ貸出代金 50円／1日（1台あたり）

・個人的に使用する電気機器の電気代金 25円／1日（1品あたり）

(例：電気毛布、電気敷毛布、電気アンカ、冷蔵庫等)

※使用状況を問わず、居室内に設置されたら料金が発生致します。

以上、介護老人保健施設ケアポート庄川短期入所療養介護の提供開始にあたり、この書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 職 名 支援相談員

氏 名 _____ 印 _____

介護老人保健施設ケアポート庄川短期入所療養介護同意書

私は、介護老人保健施設ケアポート庄川短期入所療養介護提供開始にあたり、この重要事項説明書の内容について説明を受け、これらを十分に理解した上で同意いたします。

〈 利 用 者 〉

住 所 _____

氏 名 _____ 印

〈 身元引受人 〉

住 所 _____

氏 名 _____ 印